

令和5年度里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業公募要領

里親制度は、様々な事情により家庭での養育が困難になった子どもたちに、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度である。

また、特別養子縁組制度は、様々な事情により家庭での養育が困難になった子どもたちに、温かい家庭を与え、かつ、その子どもの養育に法的安定性を与えることにより、子どもの健全な育成を図るものである。

平成28年通常国会で成立した改正児童福祉法では、第3条の2の規定を創設し、国及び地方公共団体は、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が適当でない場合には、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、必要な措置を講ずることとした。

本事業では、里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）（以下「里親制度等」という。）並びに特別養子縁組制度及び養子縁組民間あっせん機関（以下「特別養子縁組制度等」という。）について、年間を通じて、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うことにより、最終的に里親の担い手や特別養子縁組制度により養親となることを希望する人を増やすことを目的とする。

このため、「2」で定める対象業務の実施に要する経費の助成を行うこととしているので、以下の事項に留意の上、応募されたい。

1 実施主体（応募主体）

応募条件は、次の条件を全て満たす団体とする。

（1）法人格を有すること。

※ 複数の法人が共同して事業を行う場合については、いずれかを代表法人とし、当該法人が応募すること。（連名による応募は認めない。）

（2）本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること。

（3）本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力、及び精算を適正に行う経理体制を有していること。

（4）厚生労働省から指名停止および補助金交付等停止の措置を受けている期間中でないこと。

2 対象業務

里親制度等及び特別養子縁組制度等について、広報戦略やメディア戦略に関する企画提案及び広報媒体の提供を行うとともに、広く国民に普及啓発を行うこと。実施方法等については、別添の「令和5年度里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業実施要綱（案）」によること。

3 補助基準額等

(1) 補助基準額

210,561千円を上限とする。

なお、この公募は令和5年度政府予算案に基づき、公募を行っている。予算が成立するまでの間においては、事業内容や実施時期等に変更があることに留意すること。

(2) 補助率

定額（対象経費の10/10相当）

(3) 補助対象経費

里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業

里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業（事業費・事務費）

里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業を行うために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費、会議費、光熱水費、デザイン制作費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料

4 事業者の決定方法について

提出書類については、別に設ける令和5年度里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業評価検討委員会（以下「検討委員会」という。）において、別添の令和5年度里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業に係る事業計画書等評価基準及び採点表により、厳正に審査を行う。

(1) 事前審査について

- 次のいずれかに該当する場合は、令和5年度里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業事務局（以下「事務局」という。）による事前審査において不採択とする。
 - ア 事業内容が「2」に定める対象業務と明らかに合致していない場合
 - イ 事業内容が営利を目的とする事業の場合
 - ウ 財務諸表等の会計書類から法人の経営状況に深刻な問題があると判断される場合
 - エ 「8」に定める提出書類が全て提出されていない場合
- また、次のいずれかに該当する場合は、応募書類を受け付けず書類を返却する。
 - ・ 法人格のない団体が応募している場合
 - ・ 複数の団体が連名で応募している場合
 - ・ 「10」の期限を過ぎて提出書類が提出された場合

(2) 検討委員会による審査について

応募のあった事業のうち事前審査において問題がないものについては、検討委員会におい

て総合的に評価を行い、その結果に基づき、採否を決定する。

(3) 事業計画書等プレゼンテーションの開催

複数の提案者から事業計画書等が提出された場合は、提出された事業計画書等についてプレゼンテーションを実施する。開催日時及び場所等の詳細については、提案者に個別に連絡する。

5 応募に当たっての留意事項

(1) 応募主体について

「1」によること。

(2) 採択後の事業の進め方について

事業採択後は、※※※※（こども家庭庁の所管課の予定）（以下「※※※※」という。）と事前に協議を行ってから事業を開始するとともに、事業開始後においても、事業の遂行に当たっては、適宜、※※※※と協議を行うこと。また、実施団体が本事業の一部を第三者に委託する際には、※※※※に事前に協議し、許可を得なければならない。

(3) 交付決定について

本補助金は、令和5年度において、こども家庭庁から交付決定がなされるものである。

(4) その他

- 事業実施計画書等は、審査後も返却は行わない。
- 事業実施計画書等の作成に要する経費は負担しない。
- 提出する事業実施計画書等の案は、1提案者につき、1点とする。
- 提出期限を過ぎてからの提出書類の追加提出や差し替えは認めない。ただし、事務局からの指示に基づくものは除く。

6 所要額内訳書の作成に当たっての留意事項

(1) 人件費について

- 本業務を実施するに当たって必要となる人件費を対象とし、団体の理事、取締役等の役員報酬は、補助の対象外とする。
- 人件費の積算は、団体の内規に従って積算すること。（当該内規資料は、応募の際に併せて提出すること。）

(2) 諸謝金について

- 諸謝金の積算は、事業目的との関連性を明確にするため、回数や人数等まで明記すること。（例：審査委員会 〇,〇〇〇円×〇人×〇回=〇〇,〇〇〇円）
- 諸謝金の積算は、団体の内規に従って積算すること。（当該内規資料は、応募の際に併せて提出すること。）

(3) 旅費について

- 先進地等の視察を目的とした旅費は、補助の対象外であること。
- 旅費の積算は、事業目的との関連性を明確にするため、回数や人数等をできる限り具体的に記載すること。（例：東京→大阪(新幹線) 〇,〇〇〇円×〇人×〇回=〇〇,〇〇〇円）
- 旅費の積算は、団体の内規に従って積算すること。（当該内規資料は、応募の際に併せて提出すること。）

(4) 借料及び損料について

- 事務所、駐車場等の賃料については、補助の対象とする。

(5) その他

- 消耗品費の品目、単価及び個数を明示すること。
（例：コピー用紙 A4用紙〇〇〇枚×〇個 〇〇〇円×〇個=〇,〇〇〇円）
- 所要額内訳書に対象経費として計上しなければ、後に補助対象経費として認められないため、応募の際に漏れなく記入すること。
- 寄付金その他の収入等を充当する経費(補助金を充当しない経費)には、様式記載の際に下線を引くこと。
- 会計検査院の検査の対象にもなることから、本補助金の収入及び支出状況が判る通帳を適切に管理し、収入及び支出に係る証拠書類(契約書、旅費等の領収証)については、補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間、実施団体において保存すること。

7 補助金執行の適正性確保

- 本補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定により交付される補助金であり、不適正な使用が認められた場合については、刑事処罰されることがあるので、適正執行に努めること。
- 補助金の管理及び経理の透明化並びに適正化を図るとともに、団体の事業費等の管理及び経理事務に係る負担の軽減を図る観点から、補助金の管理及び経理事務は、団体の所属機関の長に必ず委任すること。（委任状と承諾書のコピーを提出すること。）
- 他の経費（団体の経常的経費又は他の補助金等）に補助金を加算して、1個又は1組の物品を購入したり、印刷物を発注したりすることはできない。
- 本事業について、補助金を他事業に流用する等の不正事実が判明した場合には、当該団体及び不正行為を行った者が属する団体については、最長5年間、本事業の応募を認めない措置をとること。
- 事業の収支報告等の事業実績報告書については、こども家庭庁ホームページにおいて公表する場合があること。
- 事業の執行状況及び経理状況を調査するため、事業の実施中又は終了後にこども家庭庁職員による現地調査を行う場合があること。

- 事業実績報告には、団体の監事等による本事業の監査結果報告書を添付すること。

(参考)

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(抜粋)

(決定の取消)

第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用し、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基づく各省各庁の長の処分違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

8 提出書類 (※提出にあたっては、全てA4用紙片面もしくは両面印刷によること。)

(1) 令和5年度里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業に係る次の書類

- 令和5年度里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業への応募について
(別紙1) 1部
- 事業実施計画書(別紙2) ※法人名無し 7部
- 所要額内訳書(別紙3) ※法人名無し 7部
- 事業実施スケジュール表(年間)(別紙4) ※法人名無し 7部
- 人件費、諸謝金及び旅費の支給基準(法人の内規)(様式なし) 1部

(2) 法人の概要、活動状況に係る次の書類(地方公共団体は提出不要)

- 定款(様式なし) 1部
- 役員名簿(別紙5) 1部
- 法人の概況書(別紙6) 1部
- 事業報告書等法人の活動状況がわかる資料 1部

→ 冊子による提出は不可。(分量が多い場合は、法人の事業実績等を記した主要部分の抜粋のみで可。)

(3) 法人の経理状況に係る次の書類(地方公共団体は提出不要)

- 令和5年度収入支出予算(見込)書抄本(様式なし) 1部
- 理事会等で承認を得た直近の財務諸表(貸借対照表、収支計算書、財産目録等)、
監事等による監査結果報告書(写)(様式なし) 1部

※ 上記の様式(別紙1～別紙6)の電子媒体については、当省ホームページよりダウンロードすること。

(4) 事業実施計画書等の作成に当たっての留意事項

- (1)において、「法人名無し」としている書類については、法人名、ロゴマーク等を一切記載せず、提案者が特定できないよう最大限の配慮を行うこと。
- 事業実施計画書は、ページ制限は設けないが、概要と詳細がそれぞれわかるような資料構成にするなど、簡潔に内容がわかるものとなるよう心がけること。
- 事業実施計画書は、令和5年度里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業に係る事業計画書等評価基準及び採点表を踏まえて作成すること。

- 事業実施計画書の作成に当たっては、里親制度等及び特別養子縁組制度等に対する社会的認知度を高めるための効果的な広報啓発について、以下の調査等も参考として具体的に提案すること。

「社会的養育の推進に向けて」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000833294.pdf>

9 説明会の日時及び参加手続き

- オンライン説明会を令和5年2月17日（金）11時から開催する。
- 参加希望者は令和5年2月16日（木）12時までに問い合わせ先のメールアドレスに連絡すること。（送付する際はメールの件名に必ず「【法人名】説明会参加申込（令和5年度里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業）」と入れること。）
- 方法等の詳細については、参加申込者に個別に連絡する。

10 提出期限

令和5年2月27日（月）

※ 提出期限を超過して提出された場合は、受け付けない。

11 提出方法

（1）受付時間

開庁日の10時から12時、13時30分から17時とする。来省する日時は事前に連絡すること。

郵送（書留郵便に限る。）も可とするが、下記宛に提案書類の受領期限の前日までに到着するように送付しなければならない。未着の場合、その責任は参加者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなす。

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 指導係

（2）提出書類のうち、

- ①令和5年度里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業への応募について（別紙1）
- ②事業実施計画書（別紙2）
- ③所要額内訳書（別紙3）
- ④事業実施スケジュール表（年間）（別紙4）

については、書類の提出と併せて電子媒体を問い合わせ先に「10」の提出期限までにメールにて送付すること。（送付する際はメールの件名に必ず「【法人名】令和5年度里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業」と入れること。）

なお、当該メールが「10」の提出期限までに届いたとしても、提出書類が郵送で届いていない場合には、提出書類を受け付けないので、留意すること。

12 問い合わせ先

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 指導係

電話 代表：03-5253-1111(内線4860)

直通：03-3595-2504

メール：shakai-yougo@mhlw.go.jp